



ネコ  
だすけ  
ネット  
ワーク

号外  
意見特集  
Vol.25

# 「飼い主の定義」が作られる理由とは？

自治体が定める動物愛護条例（但し略称）や措置要綱などに「飼い主」の定義は無いと思うのです。

条例の前段といわれる動物愛護法（略称）にも「飼い主」の定義はないので、定義することにより混乱が起こります。

法律では直接的に分かりやすく「動物の所有者又は占有者」といい、占有者とは「所有者のいる動物」を占有する者を示していると判断されます。にも関わらず、条例や措置要綱などで「飼い主」が定義される場合が多いのです。

なぜ自治体などは法律にない「飼い主」の定義をしてしまうのか？

分かりやすい例では、役所が野良ねこの迷惑被害対策にあたる時、法律の「飼い主責務」を取り入れようとするためと思われます。野良ねこはもともと飼い主のいない動物ですから、所有者の持つ所有権と同等の「占有権」も生じません。

古い東京都条例が【（定義）飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼養する場合は、その者を含む。）】と定めていましたので、各自治体にならってしまったと思われます。

これでは所有権を持つ者のいない動物を一時的にでも「飼養」すると、所有権が与えられてしまいます。役所には、所有者のいない動物の権利を誰かに与える権限は原則としてありません。

更に（所有者以外の者が飼養する場合）を、もっと都合良く解釈して【飼い主（実質的に飼い主と同一視される者を含む。）】と決めた条例が今でもあります。

これは明らかに野良犬ねこや、放置されて自由な棲息を始めた動物などの対策を目的にした、行政裁量権の逸脱といわれてしまいます。

平たく言い換えると「餌をやったら飼い主だ」という屁理屈です。裁判の判例にもありますように、給餌と飼い主との因果関係は係争で証明しなくてはいいけないので、民事不介入が原則の行政が行為だけから判断して決めつけてはならないことです。

平成18年に改正された都条例は、【（飼い主の責務）飼い主（動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合は、その者を含む。）】として、「飼養の行為次第では、動物の所有者になれる」と判断できる根拠をなくしました。動物愛護法のように、「所有者のいる動物を占有する者」つまり、「所有者の

いる動物を、動物の所有者以外の者が飼養し、又は保管する場合」、と少し分かりやすくなりました。

動物愛護法は、人のどのような行為のときに「所有権を得られるのか？」を決めたものではなく、既に決まっている、動物の所有者又は占有者等の責務を決めています。

古い都条例を見習ってしまった自治体条例に気が付き次第、改正を急いだ方が良さそうです。現在、改正施行以来2度めとなった動物愛護法の「5年ごとの見直し」時期がせまり、さまざまな勢力分野などの動きが激しくなっています。

動物の所有者、占有者、取扱者などの責務については、動物愛護法が定めています。しかし我が国には「動物が命ある」と明確に定めた「動物基本法」がありません。従って、所有者占有者取扱者などのいない愛護動物に対して、人がどのような行為に及ぶ時、あるいはどのような意志を表明するとき、命あるとされる「動物」の所有権が生まれるのか？或いは、所有に伴う権利義務などではなく、命ある動物に対する人々の責任はどの程度のものなのか？現行法で飼い主がいるいないに関わらず、11種類の愛護動物を対象にする遺棄殺傷犯罪を除き、飼い主などのいない命ある動物に対する人々の責務の範囲などは、地方自治の裁量に注目されている程度です。

動物は一義的に「命あるもの」と思うのです。地方自治体それぞれの都合により、命になったり、物になったりでは混乱します。家族動物も、取扱業動物も、実験動物も、畜産動物も、ぜんぶひとつの「動物の愛護及び管理に関する法律」でくくれる道理もありません。

そのため、動物が命あるものである、と定める「動物基本法」が望まれます。その基本法のもとで、各自治体の地域事情に即した動物愛護条例に考えをすすめることも可能と思えるのです。

例えば、我が町には動物実験施設がふさわしくないため、実験動物飼育禁止条例。また、すごく賑やかな我が商業地域が動物にストレスを与えるので、動物展示販売禁止条例...、などなどやそのほか、「動物が命ある」と決められる時には、さまざまな分野での法規制が思い浮かびます。